

契約職員の募集について

外国人技能実習機構

■募集職種	契約職員（3級）／東京事務所 指導課
■募集人数	2名
■職務内容	<p>東京事務所指導課において、以下の業務に従事する。</p> <p>○指導関係業務</p> <p>(1) 技能実習生の受入先企業等に対する実地検査業務（各所の担当区域への出張あり）</p> <p>(2) 実地検査後の検査記録等の作成業務</p> <p>(3) 企業等へのアポイント、外部機関との情報のやり取り・連絡調整や出張関係書類の作成</p> <p>(4) 窓口での書類等の收受、電話対応</p> <p>(5) 関係者からの相談等、その他配属課の業務に付随する事務（変更の範囲）</p> <p>業務の状況により他課への配置換又は応援を行う場合があります。</p>
■必要な資格・経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通運転免許（AT 限定可）を有し、各所の担当区域への出張のための運転ができること。 ・ 上記の職務内容を十分に遂行できる能力を有すること。 ・ 監理団体、外国の送出機関の役職員、その近親者又は外部監査人でないこと（過去5年以内にこれらに該当する場合も含む。）。実習実施者のうち、過去5年以内に技能実習法上の処分等を受けた者の役員でないこと。 ・ なお、以下の経験があればなお可。 <ul style="list-style-type: none"> * 公法人での勤務経験、入国管理関係法令に関する知見を有する。 * 労働関係法令又は財務会計に関する専門的知見を有し、企業等で人事労務業務又は法務業務に従事した経験を有する。
■待遇	<p>基本給与 月給 276,300円</p> <p>諸手当 地域手当(基本給の20%)、超過勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当(6月・12月※1) ※1 所定の基準日時点での在職期間等による。</p> <p>昇給 あり(毎年1月1日)</p> <p>退職手当 なし</p> <p>勤務場所 外国人技能実習機構東京事務所指導課 (東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町4階及び7階) (変更の範囲) なし</p> <p>契約期間 採用月の1日～2027年3月31日 ※勤務実績等を勘案の上、3年を上限及び65歳を上限に更新の可能性あり。</p> <p>試用期間 なし</p> <p>勤務時間 9:00～17:45 ※ 所定労働時間を超える労働あり(月平均10時間)</p> <p>休日・休暇等 土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、年次有給休暇、特別休暇等</p> <p>社会保険等 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険</p>

<p>■応募要領</p> <p>応募書類</p> <p>提出先</p> <p>応募締切日</p> <p>選考方法</p> <p>その他</p>	<p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 職務経歴書</p> <p>※ 応募書類には、職種を明記してください（「契約職員（3級）／東京事務所 指導課」）。</p> <p>※ A4 縦の様式で、横書き（ワープロ可）。業務・職務の呼称や名称だけでなく、実際に従事してきた職務内容を具体的に記載してください。</p> <p>〒101-0041 外国人技能実習機構東京事務所総務課 （東京都千代田区神田須田町 2-7-2 アーバンセンター神田須田町 4 階及び 7 階）</p> <p>※ 封筒に「応募書類在中」と朱書きしてください。</p> <p>令和 8 年 5 月 29 日郵送必着</p> <p>※ただし、募集人数が充足次第、募集を締め切ることがあります</p> <p>書類選考の上、面接試験を実施します。 書類選考の結果は、結果にかかわらずご連絡します。</p> <p>応募書類については、採用選考のために使用し、他の目的に使用しません。また、応募書類は当方で破棄いたします。返却は行いませんので、予めご了承ください。</p>
---	---